

第四十四号議案

江戸川区事務手数料条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十四年六月二十一日

提出者

江戸川区長 多

田

正

見

江戸川区事務手数料条例の一部を改正する条例
江戸川区事務手数料条例（昭和五十一年三月江戸川区条例第八号）の一部を次のように改正する。

別表第一中

13
外国人登録に関する証明

を

13
削除

に改める。

別表第二都市開発部の表第二十項を次のように改める。

二十 建築基準法第四十二条第一項第五号の規定に基づく道路の位置の指定又は指定の変更又は取消しの申請に対する審査	道路の位置の指定、指定の変更又は取消の申請手数料	一件につき五万円	指定、指定の変更又は取消申請のとき
---	--------------------------	----------	-------------------

別表第二都市開発部の表第七十一項中「第三十一条の二第二項第十五号八、第六十二条の三第四項第十五号八」を「第三十一条の二第二項第十四号八、第六十二条の三第四項第十四号八」に改め、同表第七十二項中「第三十一条の二第二項第十六号二」を「第三十一条の二第二項第十五号二」に改める。

別表第二健康部の表第七十七項を第七十九項とし、第四十一項から第七十六項

までを二項ずつ繰り下げ、第四十項の次に次の二項を加える。

四十一 東京都ふぐの取扱い規 制条例（昭和六十一年東京都 条例第五十一号）第十七条第 二項の規定に基づく届出済票 の交付	ふぐ加工製品 取扱届出済票 交付手数料	一件につき 三千円	届出のとき
四十二 東京都ふぐの取扱い規 制条例第十七条第四項の規定 に基づく届出済票の再交付	ふぐ加工製品 取扱届出済票 再交付手数料	一件につき 二千四百円	再交付申請 のとき

付 則

この条例は、平成二十四年七月九日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 別表第二都市開発部の表第二十項、同表第七十一項及び同表第七十二項の改正規定 公布の日

二 別表第二健康部の表第七十七項を第七十九項とし、第四十一項から第七十六項までを二項ずつ繰り下げ、第四十項の次に二項を加える改正規定 平成二十四年十月一日

（説明）

外国人登録法（昭和二十七年法律第二百二十五号）の廃止に伴い、外国人登録に関する証明の事務手数料の規定を削除するほか、規定を整備する必要があるもので、本案を提出いたします。